

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（農林水産省）

| | | | | | |
|---|--|--|--|-------------------------|--------------------|
| 制 度 名 | 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 （市街化区域等の内外の林業用等資産） | | | | |
| 税目（条文番号） | 所得税、法人税（措法 37、37 の 4、65 の 7、65 の 8、65 の 9、68 の 78、68 の 80） | | | | |
| 見 直 し の 内 容 | <p>特定の事業用資産の買換え・交換（市街化区域等から市街化区域等以外の地域への移転など）を行ったとき、資産の譲渡に係る収入金額が買換え資産の取得価額以下の場合は、収入金額の 80% を超える金額に相当する部分の譲渡があったものとして、譲渡所得に課税される等の特例制度の延長を行わないこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">－百万円 （ －百万円）</td> </tr> </table> | | | 平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） | －百万円 （ －百万円） |
| 平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） | －百万円 （ －百万円） | | | | |
| 廃 止 又 は 縮 減 の 理 由 | <p>制度創設から 41 年経過しており、平成 21 年度の適用実績は無く、当面、本制度の活用見込もないことから、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から、廃止することとする。</p> | | | | |